

別表第1 取消料(第16条第1項関係)

1 国内旅行に係る取消料

区 分		取消料
(1)次項以外の受注型企画旅行契約		
イ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目に当たる日以前に解除する場合	無料
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以前に解除する場合	旅行代金の20%
ハ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前に解除する場合	旅行代金の50%
ニ	旅行開始日の前日までに解除する場合	旅行代金の80%
ホ	旅行開始当日以降に解除する場合又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

別表第2 変更補償金(第29条第1項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更		一件あたりの率(%)	
		旅行開始前	旅行開始後
1	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3
2	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1	2
3	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1	2
4	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1	2
5	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1	2
6	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1	2
7	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1	2
8	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1	2
9	前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5
注1	「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注2	確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。		
注3	第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
注4	第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5	第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。		
注6	第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。		